我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 我孫子市鳥の博物館の展示、施設設備等の更新をすることから、適切な運営及び活用についての我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画 (以下「計画」という。)を策定するに当たり、市民参加のもと、幅広い観点から検討するため、我孫子市鳥の博物館展示リニューアル基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(任務)

- 第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項について検討することとする。
 - (1) 計画策定のための課題の整理に関すること。
 - (2) その他計画の策定に関すること。

(組織)

- 第3条 委員会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、我孫子市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 鳥類等の自然環境保全活動に係る団体に属する者
 - (3) 公募の市民
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画を策定するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により、選出 する。
- 2 委員長は、会務を取りまとめ、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が その議長となる。
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 委員(第3条第4号に該当する者を除く。)が会議に出席したときの 報償は、1回につき3,500円を支払うものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、生涯学習部鳥の博物館において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。